

東京都看護師等修学資金貸与条例の改正について

改正趣旨

都内で就業する看護師等の増加を図るため、申込資格や申込方法の見直し、貸与金額の選択肢や返還免除要件の拡充等を行う。

改正概要

現行制度						
申込資格等						
申込資格	①都内の養成施設または大学院に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの					
申込方法	通常申込（年1回）					
貸与種別	養成施設等		貸与月額	返還免除要件 (従事期間)		
	課程	設置主体				
第一種	准看護師		21千円	指定施設(注)で5年 →各貸与月額×貸与月数分免除		
	保健師 助産師 看護師	国公立	32千円	※訪看での勤務は就業4年目から免除対象		
	その他		36千円			
大学院（修士）			83千円	都内施設で5年 →83千円×貸与月数分免除		
第二種			25千円 ×2口まで	なし		
返還期間・延滞利率等						
返還期間	養成施設→貸与期間と同期間内に返還 大学院→卒業後10年以内に返還					
初回返還開始月	4月(卒業の翌月)					
延滞利率	年5%					
返還の猶予						
試験不合格	猶予を認めない					
免除対象外施設へ異動（法人都合）	猶予を認めない					

(注) 指定施設：200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等

新制度（R4.4.1～）						
申込資格等						
申込資格	①左記のとおり ②都内外に居住地を有し、都外の養成施設に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの					
申込方法	通常申込と予約申込（年2回）					
養成施設等	貸与月額		返還免除要件 (従事期間)			
全ての課程 ・ 設置主体	25千円 (①) 50千円 (①②) 75千円 (①②③) 100千円 (①②③)		①都内施設で5年勤務 →25千円×貸与月数分免除 ②指定施設(注)で5年勤務 →50千円×貸与月数分免除 ③指定施設(注)で7年勤務 →75千円×貸与月数分免除			
			※訪看での勤務は就業1年目から免除対象			
返還期間・延滞利率等						
返還期間	25千円、50千円→貸与期間と同期間内に返還 75千円→貸与期間の1.5倍の期間内に返還 100千円→貸与期間の2倍の期間内に返還					
初回返還開始月	10月(卒業から6ヶ月後)					
延滞利率	年3%					
返還の猶予						
試験不合格	猶予を認める(翌年の試験(2回目)まで)					
免除対象外施設へ異動（法人都合）	猶予を認める(3年間、1回まで)					